

市報 **きよせ** 税の申告号 特集号

発行：清瀬市 編集：企画部秘書広報課  
〒204-8511 清瀬市中里五丁目842  
☎ 042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415  
メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp  
URL：https://www.city.kiyose.lg.jp/



市ホームページは  
こちら

# 受付会場は大変混雑します！

**申告期間** 2月16日(火)～3月15日(月)

☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

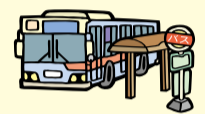
市・都民税申告期間・受付会場

場所	期間	受付時間
生涯学習センター(※)	2月2日(火)～4日(木)	午前9時30分～午後3時30分
松山地域市民センター(※)	2月5日(金)	午前9時(予定)～11時、午後1時～4時(会場準備のため、開始時間が前後する場合がありますのであらかじめご了承ください)
野塩地域市民センター(※)	2月8日(月)、9日(火)	
竹丘地域市民センター(※)	2月10日(水)、12日(金)	
清瀬市役所	2月16日(火)～3月15日(月)	午前9時～午後3時

※早期受け付けです。

**申告期間中は市役所の駐車場が大変混雑します**  
**市役所へは公共交通機関のご利用を**

市役所の駐車場は、新庁舎建設工事に伴う臨時用のため、駐車台数が限られており、混雑が予想されます。ご来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



受付会場にお越しの際は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力を 市の対策

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のご協力をいただけないなど、安全確保が難しいと職員が判断した場合は、受け付けをお断りする場合がございます。

マスクの着用をお願いします

手指消毒にご協力ください

混雑状況により人数制限を行います

なるべく少人数でお越しください

発熱のある方の入場はご遠慮ください

受付時の検温にご協力をお願いします

距離をとりましょう

時間に余裕を持ってお越しください

対応人数及び座席数を減らしています

マスク・フェイスシールドの着用

飛まつ拡散防止のアクリル板の設置

定期的な換気

定期的な消毒

受付会場の密を避けるために…  
**郵送やインターネットで申告しましょう**

**市・都民税の申告**

必要書類を添付して市役所に郵送で提出できます

※必要書類については、本号3面をご覧ください。

**所得税などの申告(確定申告)**

e-Taxでの提出や国税庁ホームページで作成した申告書を税務署に郵送で提出できます

※e-Taxであれば、源泉徴収票や控除証明書等の提出を省略できます。添付を省略できる書類は国税庁ホームページでご確認ください。

**令和3年度(令和2年分)の申告から**  
**医療費控除、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)は領収書の添付では受けられません**

**「医療費控除の明細書」・「セルフメディケーション税制の明細書」が必要です**

平成29年度税制改正で医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書の添付が義務化されました。

平成29年分から令和元年(平成31年)分までの所得税申告、平成30年度から令和2年度までの市・都民税の申告では、猶予期間として、医療費の領収書の添付または提示で控除を受けることができました。しかし、猶予期間の終わった令和3年度(令和2年分)の申告からは「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書と共に提出いただかなければ医療費控除、セルフメディケーション税制を受けることができません。申告会場では各明細書の作成は行っておりませんので事前にご自身で作成してください。

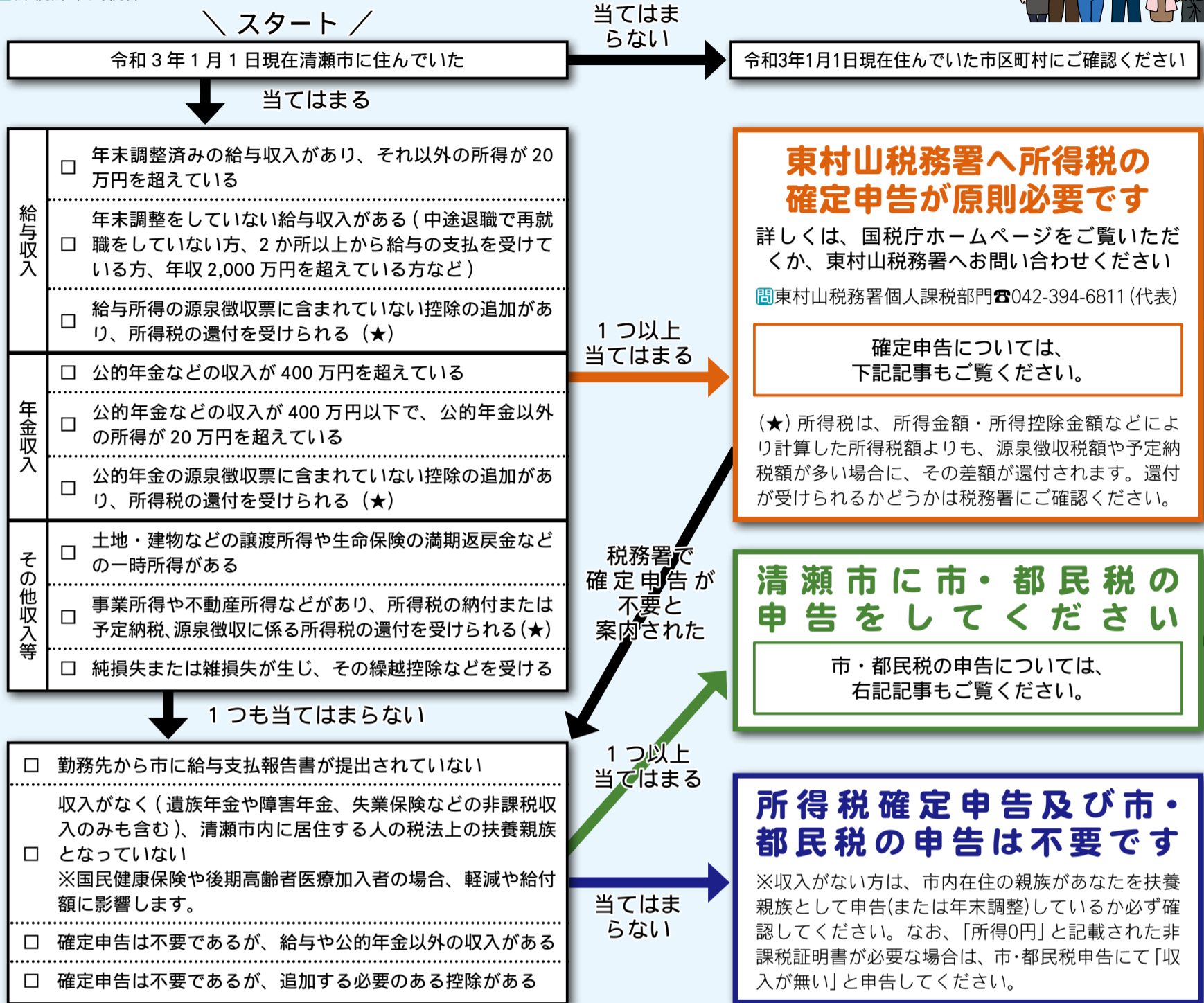
領収書については明細書の記入内容の確認のため、ご自身のお手元で5年間保存する必要があります。

※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

# 市・都民税 & 所得税確定申告が必要かチェック!



課税課市民税係 ☎042-497-2040



## チェック表の結果「確定申告」が必要になった方

### パソコン・スマホから申告

#### ① 国税庁ホームページにアクセス



URL <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

#### ② 画面の指示に従って申告書を作成

スマートフォンをお持ちでマイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルAP」からも簡単に申告ができます。



電子申告画面のイメージ (左: パソコン、右: スマートフォン)

#### ③ いずれかの方法で申告書の提出

◆マイナンバーカードを使って送信  
 マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード認証対応のスマートフォンが必要です。

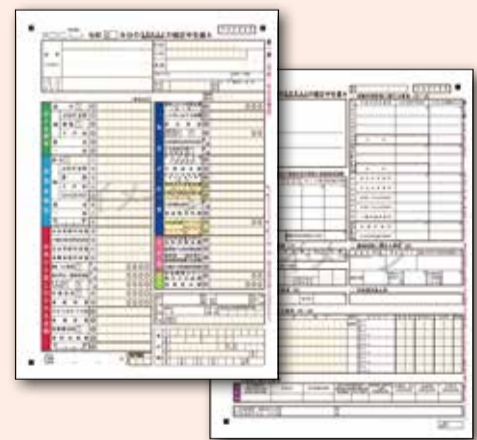


◆IDとパスワードを使って送信  
 ご利用にはあらかじめ税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。本人確認書類を持参し、税務署にて事前に手続きをお願いします。

◆郵送  
 作成した申告書を印刷して東村山税務署に郵送してください。  
 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 東村山税務署 ☎042-394-6811

### 手書きの申告書で申告

申告書は東村山税務署や市役所などで配布します。なお、市役所などでの配布は数に限りがありますのであらかじめご了承ください。



申告書のイメージ

**1月20日(水)以降  
 東村山税務署の駐車場は利用できません  
 郵送での提出にご協力を**

1月20日(水)以降、東村山税務署の駐車場は利用できません。申告書の提出はなるべく郵送をお願いします。東村山税務署に来所する際は公共交通機関をご利用ください。



# チェック表の結果「市・都民税申告」が必要になった方

市・都民税申告書は、昨年、市・都民税の申告をした方などに、1月下旬に郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。☎課税課市民税係 ☎042-497-2040



令和3年度分 市民税・都民税申告書

整理番号 市作成

① 現住所 東京都清瀬市中里5-842  
1月1日現在の住所 東京都清瀬市中里5-842 電話番号 042-492-5111  
フリガナ キヨセ タケオ  
氏名 清瀬 竹郎 (捺印) 個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6  
生年月日 22.1.1 基本コード

② 所得金額(令和2年)

所得金額	収入金額	必要経費	専従者控除額	所得金額(A-B-C)
営業等収入				
農業収入				
不動産収入				
利子収入				
配当収入				
給与収入				
② 公的年金等				
その他				
総合譲渡一時				
所得合計	①～⑨の合計			⑩ 0

③ 所得合計 0

④ 障害者控除 障害者手帳(身体・精神) 2 級/愛の手帳 度/その他( )  
配偶者ひとり親控除 配偶者と別居した・離婚した・生死不明) ひとり親控除   
勤労学生控除 学校名: 第 学年に在籍

⑤ 配偶者の収入(給与・年金)

氏名	続柄	生年月日	障害の状況
清瀬 梅子 (捺印)	妻	22.1.1	障害者手帳(身体・精神) 愛の手帳 度/その他( )
氏名	続柄	生年月日	障害の状況
氏名	続柄	生年月日	障害の状況
氏名	続柄	生年月日	障害の状況
氏名	続柄	生年月日	障害の状況

⑥ 収入(所得)がなかった方の記載欄  
この欄は、非課税証明書の発行資料、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療制度の保険料等の基礎資料となります。  
前年中(令和2年1月～12月)、どのようにして生計を立てていたか記入してください。

- 下記の者から扶養、援助を受けていた。  
氏名 TEL 住所
- 預貯金で生活していた。
- 生活保護法による生活扶助を受けていた。
- 雇用保険法による失業給付を受けていた。
- 非課税年金を受給していた。  
イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. その他(受給先 年間受給額 円)
- その他(前年中の生活状況等を記入してください。)

## ◆年金収入のみの方

必ず記入	①・②
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和3年1月1日現在の住所・電話番号・氏名(捺印も)・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ②年金の源泉徴収票に記載のある支払金額を記入してください(複数公的年金をお受けの場合は合計金額を記入してください)。
- ④申告者ご本人様に該当する内容があればご記入ください。
- ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。 ※太枠以外の収入・控除については、源泉徴収票、控除証明書、医療費控除の明細書等が添付されていれば、金額を市職員が転記するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

## ◆収入がなかった方

必ず記入	①・③・⑥
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和3年1月1日現在の住所・電話番号・氏名(捺印も)・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ③「0」と記入してください。
- ④申告者ご本人に該当する内容があればご記入ください。
- ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ⑥裏面の該当欄に記入してください。

## ◆上記に当てはまらない方

「市・都民税申告書」の手引きを参考に記入してください。

## 郵送での提出にご協力ください

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。

### ◆郵送申告に必要な送付書類

- ▶市・都民税申告書
- ▶マイナンバーカードまたは個人番号(マイナンバー)が記載された書類のコピーと本人確認書類のコピー
- ▶給与・年金等の源泉徴収票(コピー可)
- ▶国民年金の控除証明書
- ▶国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護



保険料の支払(納付)確認書(申告書に納付金額の記載があれば省略可)

▶生命保険料・地震保険料の支払(控除)証明書、医療費控除の明細書(特集号1ページをご参照ください)

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の前年の支払額の確認は電話確認や郵送請求ができます。お手元に保険証の番号や納税通知書の通知書番号等をご用意のうえ、各担当部署にご連絡いただくか、市役所、松山・野塩出張所にて窓口交付することができます(保険証、免許証などの本人確認書類を持参)。なお、国民年金保険料については、年金事務所にお問い合わせください。

【送付先】〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係 行  
☎課税課市民税係 ☎042-497-2040



# 市・都民税申告にお持ちいただくものなど

課税課市民税係 ☎042-497-2040

受付会場にお越しの際は、マスクの着用など新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 印鑑・筆記用具

印鑑は認印でも可能です。



※受付会場の3密を回避するため、例年より待合席を減らしております。状況によっては会場の外でお持ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 市・都民税申告書

昨年、市・都民税の申告をした方などに、1月下旬に郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。



## 個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

マイナンバーカードまたは通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)と本人確認書類(下記参照)を提示してください。扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要となりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。



【本人確認書類】運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの証明書。上記がない場合は、健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要。

## 申告時に留意していただきたいこと

- ◆扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除の記入をお忘れなく
- ◆配当所得等の確定申告をする方は住民税の申告を分けることができます  
住民税が賦課決定する日(納税通知書が送達される日)までに、確定申告書とは別に、住民税(市・都民税)の申告書を提出していただくことにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。



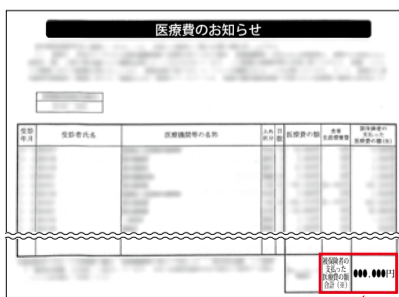
## 医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

- ◆国民健康保険
  - 令和元年11月診療分～令和2年6月診療分＝令和2年12月に送付済み
  - 令和2年7月～10月診療分＝令和3年2月中旬から下旬に発送予定
- ◆後期高齢者医療
  - 《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》
  - 令和元年9月診療分～令和2年8月診療分＝令和3年1月末日ごろ

に発送予定  
実際にご自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、記載されていない診療月などはご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050  
※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

### 国民健康保険



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。

### 後期高齢者医療



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

## 所得・控除を証明する書類

- ◆所得…令和2年分の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。  
※源泉徴収票などは、一度お預かりしたら原則返却はできません。他にも提出先がある場合は、事前にコピーをとっておいてください。
- ◆控除…障害者手帳、学生証、課税となる方は控除額証明書(社会保険料(※1)、医療費控除の明細書(※2)、生命保険料・地震保険料の証明書)など。  
(※1)控除額(支払額)がわからない場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は保険年金課、介護保険料は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。また、前年の支払額の確認は電話確認や郵送請求ができます。お手元に保険証の番号や納税通知書の通知書番号等をご用意のうえ、ご連絡いただくか、市役所、松山・野塩出張所にて窓口交付することができます(保険証、免許証などの本人確認書類を持参)。なお、国民年金保険料については、年金事務所にお問い合わせください。  
(※2)医療費控除の明細書(一覧表)は、ご自身で医療機関ごとに合計金額を計算し、作成してください。医療費集計フォームは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。

## 税制改正に伴う主な変更事項について

- 給与所得控除の改正  
給与所得控除が10万円引き下げられました。また、控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、控除額の上限額が220万円から195万円に引き下げられました。
- 公的年金等控除の改正  
公的年金等控除が10万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除に1,955,000円の上限が設定されました。さらに、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合の控除額が引き下げられました。
- ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正  
婚姻暦や性別に関らず、同一生計である子(総所得額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、控除額30万円のひとり親控除を適用します。これ以外の寡婦については、引き続き26万円の寡婦控除を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦については合計所得金額500万円以下の所得制限を設定します。住民票上で未届の妻、未届の夫、その他にこれらと同一内容に該当する方は対象外です。
- 基礎控除の改正  
基礎控除が10万円引き上げられました。合計所得金額が2,400万円を超える場合は、3段階で遞減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。
- その他  
詳しい改正内容や、その他の改正内容は、市ホームページをご覧ください(右記QRコード参照)。



## 要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

- ◆医療費控除  
対施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用者の一部負担額・食費及び居住費負担額②特別養護老人ホームの介護費、食費、居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額。  
○居宅サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額。  
○おむつ代＝傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります)。  
※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。
- ◆障害者控除  
対65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方  
※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(高齢支援課で配布または市ホームページからダウンロード可)を直接窓口または郵送で高齢支援課へ。  
☎医療費控除について＝課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について＝高齢支援課介護サービス係 ☎042-497-2080